



2021年12月17日

各 位

会社名：株式会社じもとホールディングス  
（コード番号：7161 東証第一部）  
代表者名：取締役社長 鈴木 隆  
問合せ先：取締役総合企画部長 尾形 毅  
（TEL. 022-722-0011）

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、優先株式の定款規定を変更するため、2022年6月開催予定の第10期定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件につきましては、普通株主様、B種優先株主様、C種優先株主様およびD種優先株主様に係る各種類株主総会に付議することを併せて決議しております。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

当社が、第三者割当により株式会社整理回収機構を引受人として発行いたしましたB種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式について、2021年12月末に予定されているユーロ円LIBORの恒久的な公表停止に伴い、日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合の、各種優先株式発行要項の優先株式上限配当率に関する算出規定の定義を変更し、本日開催の取締役会において、同機構との覚書締結を決議しました。

当社は、種類株式の内容を定款に定める種類株式発行会社であり、上記の覚書締結に併せて当社定款の規定につきましても、ユーロ円LIBORの恒久的な公表停止に伴い、日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合の、各種優先株式上限配当率に関する算出規定の定義を変更するものであります。

- (1) 現行定款第13条の日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合の代替指標となるユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース）および代替措置に関する規定を削除するものであります。
- (2) その他所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりです。

#### 3. 定款変更の日程

- |  |             |
|--|-------------|
| (1) 取締役会決議日                                      | 2021年12月17日 |
| (2) 定時株主総会決議日                                    | 2022年6月（予定） |
| (3) 普通株主様、B種優先株主様、C種優先株主様およびD種優先株主様に係る各種類株主総会決議日 | 2022年6月（予定） |
| (4) 定款の一部変更の効力発生日                                | 2022年6月（予定） |

以上

(別紙) 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p>第1条～第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 株式</b></p> <p>第6条～第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 優先株式</b></p> <p>(優先配当金)</p> <p>第13条 (前略)</p> <p style="padding-left: 2em;">B種優先株式</p> <p style="padding-left: 2em;">1株につきB種優先株式1株当たりの払込金額相当額(「B種優先株式1株当たりの払込金額相当額」とは、当初は1,500円を6.5で除した金額とするが、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下同じ。)に、B種優先配当率を乗じて算出した額。</p> <p style="padding-left: 2em;">「B種優先配当率」とは、</p> <p style="padding-left: 4em;">(i) 平成25年3月31日に終了する事業年度に係るB種優先配当率 (中略)</p> <p style="padding-left: 4em;">(ii) 平成25年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るB種優先配当率</p> <p style="padding-left: 2em;">B種優先配当率＝預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当率としての資金調達コスト(ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当率としての資金調達コストのうち直近のもの)</p> <p style="padding-left: 2em;">上記の算式において「優先配当率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p>第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 株式</b></p> <p>第6条～第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 優先株式</b></p> <p>(優先配当金)</p> <p>第13条 (前略)</p> <p style="padding-left: 2em;">B種優先株式</p> <p style="padding-left: 2em;">1株につきB種優先株式1株当たりの払込金額相当額(「B種優先株式1株当たりの払込金額相当額」とは、当初は1,500円を6.5で除した金額とするが、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下同じ。)に、B種優先配当率を乗じて算出した額。</p> <p style="padding-left: 2em;">「B種優先配当率」とは、</p> <p style="padding-left: 4em;">(i) 平成25年3月31日に終了する事業年度に係るB種優先配当率 (中略)</p> <p style="padding-left: 4em;">(ii) 平成25年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るB種優先配当率</p> <p style="padding-left: 2em;">B種優先配当率＝預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当率としての資金調達コスト(ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当率としての資金調達コストのうち直近のもの)</p> <p style="padding-left: 2em;">上記の算式において「優先配当率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関</p>

現行定款	変更案
<p>等の優先配当年率としての資金調達コストをいう。ただし、優先配当年率としての資金調達コストが日本円T I B O R (12ヶ月物) または8%のうちいずれか低い方(以下「B種優先株式上限配当率」という。)を超える場合には、B種優先配当年率はB種優先株式上限配当率とする。</p> <p>上記のただし書において「日本円T I B O R (12ヶ月物)」とは、毎年4月1日(同日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円T I B O R)として<u>全国銀行協会</u>によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの(%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を指すものとする。<u>日本円T I B O R (12ヶ月物)が公表されていない場合は、4月1日(同日がロンドンの銀行休業日の場合は直後の銀行営業日)において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円L I B O R12ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(B B A)によって公表される数値(%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を、日本円T I B O R (12ヶ月物)に代えて用いるものとする。</u></p> <p>C種優先株式</p> <p>1株につきC種優先株式1株当たりの払込金額相当額(「C種優先株式1株当たりの払込金額相当額」とは、当初は200円とするが、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、C種優先配当年率を乗じて算出した額。</p> <p>「C種優先配当年率」とは、</p>	<p>等の優先配当年率としての資金調達コストをいう。ただし、優先配当年率としての資金調達コストが日本円T I B O R (12ヶ月物) または8%のうちいずれか低い方(以下「B種優先株式上限配当率」という。)を超える場合には、B種優先配当年率はB種優先株式上限配当率とする。</p> <p>上記のただし書において「日本円T I B O R (12ヶ月物)」とは、毎年4月1日(同日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円T I B O R)として<u>一般社団法人全銀協T I B O R運営機関</u>(ただし、<u>トーキョー・インター・バンク・オファード・レートの公表主体が、一般社団法人全銀協T I B O R運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。)</u>によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの(%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を指すものとする。</p> <p>C種優先株式</p> <p>1株につきC種優先株式1株当たりの払込金額相当額(「C種優先株式1株当たりの払込金額相当額」とは、当初は200円とするが、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、C種優先配当年率を乗じて算出した額。</p> <p>「C種優先配当年率」とは、</p>

現行定款	変更案
<p>(i) 平成 25 年 3 月 31 日に終了する事業年度に係る C 種優先配当年率 (中略)</p> <p>(ii) 平成 25 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る C 種優先配当年率</p> <p style="padding-left: 40px;">C 種優先配当年率 = 日本円 T I B O R (12 ヶ月物) + 1.15%</p> <p style="padding-left: 40px;">なお、平成 25 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る C 種優先配当年率は、%未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。</p> <p>上記の算式において「日本円 T I B O R (12 ヶ月物)」とは、毎年 4 月 1 日 (ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の銀行営業日) (以下「C 種優先配当年率決定日」という。) の午前 11 時における日本円 12 ヶ月物 トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート (日本円 T I B O R) として <u>全国銀行協会</u> によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円 T I B O R (12 ヶ月物) が公表されていない場合は、C 種優先配当年率決定日において、<u>ロンドン時間午前 11 時現在の Reuters3750 ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート (ユーロ円 L I B O R 12 ヶ月物 (360 日ベース))</u> として、<u>英国銀行協会 (B B A)</u> によって公表される数値を、日本円 T I B O R (12 ヶ月物) に代えて用いるものとする。</p> <p>D 種優先株式</p> <p>1 株につき D 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額 (「D 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額」とは、当初は 200 円とするが、D 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。) に、D 種優先配</p>	<p>(i) 平成 25 年 3 月 31 日に終了する事業年度に係る C 種優先配当年率 (中略)</p> <p>(ii) 平成 25 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る C 種優先配当年率</p> <p style="padding-left: 40px;">C 種優先配当年率 = 日本円 T I B O R (12 ヶ月物) + 1.15%</p> <p style="padding-left: 40px;">なお、平成 25 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る C 種優先配当年率は、%未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。</p> <p>上記の算式において「日本円 T I B O R (12 ヶ月物)」とは、毎年 4 月 1 日 (ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の銀行営業日) (以下「C 種優先配当年率決定日」という。) の午前 11 時における日本円 12 ヶ月物 トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート (日本円 T I B O R) として <u>一般社団法人全銀協 T I B O R 運営機関 (ただし、トーキョー・インター・バンク・オフアード・レートの公表主体が、一般社団法人全銀協 T I B O R 運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。)</u> によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。</p> <p>D 種優先株式</p> <p>1 株につき D 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額 (「D 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額」とは、当初は 200 円とするが、D 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。) に、D 種優先配</p>

現行定款	変更案
<p>当年率を乗じて算出した額。</p> <p>「D種優先配当年率」とは、</p> <p>(i) 平成25年3月31日に終了する事業年度に係るD種優先配当年率 (中略)</p> <p>(ii) 平成25年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るD種優先配当年率</p> <p>D種優先配当年率=預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト(ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当年率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当年率としての資金調達コストのうち直近のもの)</p> <p>上記の算式において「優先配当年率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先配当年率としての資金調達コストをいう。ただし、優先配当年率としての資金調達コストが日本円TIBOR(12ヶ月物)または8%のうちいずれか低い方(以下「D種優先株式上限配当率」という。)を超える場合には、D種優先配当年率はD種優先株式上限配当率とする。</p> <p>上記の但書において「日本円TIBOR(12ヶ月物)とは、毎年4月1日(ただし、当該日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として<u>全国銀行協会</u>によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの(%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を指すものとする。<u>日本円TIBOR(12</u></p>	<p>当年率を乗じて算出した額。</p> <p>「D種優先配当年率」とは、</p> <p>(i) 平成25年3月31日に終了する事業年度に係るD種優先配当年率 (中略)</p> <p>(ii) 平成25年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るD種優先配当年率</p> <p>D種優先配当年率=預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト(ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当年率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当年率としての資金調達コストのうち直近のもの)</p> <p>上記の算式において「優先配当年率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先配当年率としての資金調達コストをいう。ただし、優先配当年率としての資金調達コストが日本円TIBOR(12ヶ月物)または8%のうちいずれか低い方(以下「D種優先株式上限配当率」という。)を超える場合には、D種優先配当年率はD種優先株式上限配当率とする。</p> <p>上記の但書において「日本円TIBOR(12ヶ月物)とは、毎年4月1日(ただし、当該日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として<u>一般社団法人全銀協TIBOR運営機関</u>(ただし、<u>トーキョー・インター・バンク・オファード・レートの公表主体が、一般社団法人全銀協TIBOR運営機関から他の団体になった場合</u></p>

現行定款	変更案
<p><u>ヶ月物)が公表されていない場合は、4月1日(ただし、当該日がロンドンの銀行休業日の場合は直後の銀行営業日)において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR12ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値(%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を、日本円TIBOR(12ヶ月物)に代えて用いるものとする。</u></p>	<p><u>には、当該他の団体に読み替える。)</u>によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの(%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を指すものとする。</p>
<p>②～③ (条文省略)</p>	<p>②～③ (現行どおり)</p>
<p>第14条～第22条 (条文省略)</p>	<p>第14条～第22条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;"><b>第4章 株主総会</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第4章 株主総会</b></p>
<p>第23条～第28条 (条文省略)</p>	<p>第23条～第28条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;"><b>第5章 種類株主総会</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第5章 種類株主総会</b></p>
<p>第29条～第30条 (条文省略)</p>	<p>第29条～第30条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;"><b>第6章 取締役および取締役会</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第6章 取締役および取締役会</b></p>
<p>第31条～第41条 (条文省略)</p>	<p>第31条～第41条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;"><b>第7章 監査等委員会</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第7章 監査等委員会</b></p>
<p>第42条～第44条 (条文省略)</p>	<p>第42条～第44条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;"><b>第8章 計算</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第8章 計算</b></p>
<p>第45条～第48条 (条文省略)</p>	<p>第45条～第48条 (現行どおり)</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>第1条 (条文省略)</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p>

以上